

学校の第三者評価に関するこれまでの経緯等について

- 19年6・10月 学校教育法等の改正
「自己評価（各学校の教職員が行う評価）」に加え、新たに「学校関係者評価（保護者、地域住民等の学校関係者による評価）」について規定
- 8月 学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告（学校評価の推進に関する調査研究協力者会議）
「第三者評価の在り方については、・・・引き続き更に検討を深めることが必要である。」
- 12月 教育再生会議第三次報告
「国は、第三者評価についてのガイドラインを示す」
- 20年1月 学校評価ガイドライン改訂
第三者評価を「学校と直接関係を有しない専門家等による専門的・客観的評価」と定義し、その在り方については、さらに検討を深めることとした
- 7月 教育振興基本計画
「専門的・客観的な視点からの第三者評価について更に検討を深め、その仕組みの確立に向けて取り組む。」
- 20年度 第三者評価の試行事業等を実施（18年度～）
- 21年度 有識者等による調査研究協力者会議を設け、その検討を経て、年度中に第三者評価のガイドラインを策定

第三者評価

第三者(当事者・関係者でない者)による評価

学校関係者評価(外部評価)

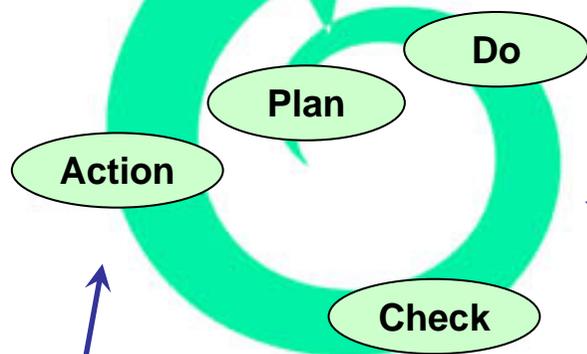
自己評価

教職員による評価

義務

具体的かつ明確な目標等を設定し、実行し、自ら評価する。

組織的・継続的改善



外部アンケート等

児童生徒・保護者等を対象に行うアンケート等による評価であり、自己評価の資料等に活用する。

学校関係者(保護者・地域住民)による評価

努力義務

学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果を踏まえて評価する。

これにより、教職員と共通理解をもつとともに、学校の改善のために教職員と連携・協力する。

自己評価・学校関係者評価(外部評価)結果等を資料として活用しつつ、学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価する。

評価結果を学校・設置者等にフィードバックして改善を促し、学校運営の質を高める。

※ 自己評価・学校関係者評価(外部評価)・第三者評価の囲みは、定義として内に含む範囲ではなく、評価対象として含む範囲を指す。

学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告（抜粋） （平成19年8月27日 学校評価の推進に関する調査研究協力者会議）

6. 第三者評価の在り方に関する今後の検討課題について

- 第三者評価は、学校の自己評価・学校関係者評価（外部評価）を補い、学校運営の質を高めるために行う専門的・客観的な評価として位置づけることが適当。
- 第三者評価の在り方については、その主体、評価手法、評価者の資質、改善策の在り方について、以下のような今後検討すべき課題を整理。
 - ・実施主体となる評価機関の独立性の担保、国と教育委員会の役割分担の在り方
 - ・学力調査の結果等の活用や諸基準の適合性の検証の在り方など、定量的、定性的な評価手法の在り方
 - ・定性的評価を行う場合の評価者の質の担保や、独立性を有する専門的な評価者の確保など、評価者の資質の在り方
 - ・だれが改善策を提供すべきか、だれが改善の責任を負うのかなど、評価結果を踏まえた改善策の在り方
- 第三者評価の在り方については、教育再生会議における議論や、平成18年度から実施している第三者評価の試行事業の状況を踏まえながら、引き続き更に検討を深めることが必要。

第三者評価の意義について

- 第三者評価の在り方については、平成18年9月より平成19年1月にかけて、文部科学省において全国124校の小・中学校を対象として試行事業を実施したところである。今後の議論の参考とするため、本協力者会議の委員も多数、この試行事業に評価者の一員として参加したところである。

この試行事業により得られた成果については、文部科学省において別途報告書を取りまとめることとしているところであるが、本協力者会議の参加した委員が実際に体験して得た第三者評価の今後の在り方に関する印象として、例えば以下のものがある。

- ・ 学校運営の改善に活かすためには、評価について学校の納得性を高めることが重要であり、その点で評価者の資質や客観性を高める評価指標が重要。

- ・ 学校の抱える課題について、教育委員会や校長は、ある程度把握していても、改善に積極的にならず手をこまぬいている場合が見られる。その点で、第三者評価を行う意義がある。
- ・ どうしても授業を中心とした評価となり、予算や施設維持などを含めた学校のマネジメントに関する部分が手薄になった。
- ・ 保護者等による学校関係者評価(外部評価)との切り分けが課題。住民参加を達成するためには学校関係者評価で可能であることから、第三者評価は専門性を打ち出すべき。

○ これらを踏まえ、第三者評価については、自己評価や保護者等による学校関係者評価(外部評価)では不足する部分を補うものとして位置付け、学校運営の質を高めることを目的として学校の取組やその成果について評価を行うことが適当と考える。

○ すなわち、基本的に学校が主体となって行う評価である自己評価・学校関係者評価(外部評価)に対し、第三者評価は、

- ① 保護者や地域住民による評価だけでは、学習指導や学校のマネジメント等について教職員を上回る専門性は期待しにくいことから、専門性を有する有識者等による「専門的」な評価
- ② 学校と直接の関係性を有しない者により、必要以上に学校・地域の事情やしがらみにとらわれず、学校に新たな気づきをもたらすような「客観的(第三者的)」な評価

として、学校以外の主体が評価機関となって行う専門的・客観的な評価と位置付けることが適当と考える。

第三者評価の在り方について

○ 具体的に第三者評価において、何をどのように評価すべきかについては、

- ① 教育活動を実施する上での様々な基準を満たしているかどうかを検査するチェックリスト型監査、
- ② 各学校が教育目標その他の教育上達成すべき目標の設定・達成に向けて適切に取り組んでいるかどうかの評価、
- ③ 自己評価・学校関係者評価(外部評価)が実施されていることを前提として、それらが適切に実施され、その評価結果が学校運営の改善に適切に結びつけられているかどうかや、学校に関する情報が保護者等に適切に提供されているかなどを含む、学校運営全般の在り方に関する評価、を行うことが考えられる。

- このことについて、
 - ・ ①の広範にわたる諸基準(例えば、施設・設備や衛生に関する基準、など)の適合性などの合規性について逐一検証することは、人員・日程的にも不可能であるし、そもそもこれらについては、本来、学校の日常的な取組や、設置者の各担当部局等において適宜検証すべきものとする。
 - ・ このため、現実的には、①について基準適合のための学校や教育委員会の体制等が妥当かどうかを検証する監査的な要素(インスペクション)も盛り込みつつ、②・③の各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営全般の在り方について評価し、その結果を踏まえて、今後の学校運営の改善につなげるための課題点等を提示することを基本とすべきものとする。

- また、第三者評価を通じて、
 - ① 全国的に波及させることが望ましい優れた取組を広く紹介し、
 - ② 課題の多い学校については、人事権者や設置者による改善支援を促す、などの役割を果たすことが期待される。

- 実際に評価するにあたっては、
 - ① 定量的評価がどこまで可能か、あるいは、どこまで重視すべきか。
少なくとも、学力調査の結果や学校の現状で単純にランク付けを行うことは適当ではない。しかし、置かれた条件が異なる学校を、どのようなものさしで図るのか。
 - ② 定性的評価による場合、評価者の経験・知見などの質に左右されることとなるのではないか。
 - ③ 学校側が外部にアピールしたい特色や、専門家による評価を求めている部分を適切に把握し、評価することが、その学校の取組水準を測る上でも重要ではないか。
 - ④ 第三者評価を行う際に、改善のための方向性だけでなく具体的な方策等も提示すべきかどうか。
 - ⑤ 評価結果について、設置者等との間に考え方の乖離がある場合に、だれがどのようにして調整すべきか。
 - ⑥ 評価結果を設置者等が受け止め、指導主事等が実際の学校の指導にあたるという流れが円滑に流れるようにするためには、どのようなシステム構築や関係者の研修等が必要か。
などの課題について検討することが必要である。

- また、第三者評価の評価機関等となる実施主体についても、そもそもだれが実施するのが適当かどうかの検討が必要であるが、その際、
 - ① 評価の主体となる者が、もともと学校に対して有する権限等との関係で、公正

中立な評価が可能かどうか。

- ② 評価の信頼性・客観性を担保するため、高い独立性を保つ仕組みが必要ではないか。
 - ③ 国・都道府県・市区町村は、それぞれ第三者評価のシステム全体においてどのような位置付けとすべきか。特に、教育委員会が実施している評価や指導主事訪問等との関係をどう整理すべきか。
 - ④ システムの構築・維持に要する膨大なコストをだれが負担するのか。特に、上記③と関連した役割分担なども考慮すべきかどうか。
 - ⑤ だれが最終的に学校運営の改善に責任をもつのか。
- 等を勧告し、大学や研究機関の活用の在り方も含めて教育行政制度全体を見通した慎重な設計が求められる。

○ 第三者評価の在り方については、平成18年9月より平成19年1月にかけて、国において試行事業を全国124校を対象に実施したところであり、引き続き平成19年度においても実施することにより、第三者評価の評価手法等に関する検討を進めているところである。また、教育再生会議においても議論が行われているところである。これらの状況を踏まえながら、学校の第三者評価が日本の風土になじみつつ活きる在り方について、引き続き更に検討を深めることが必要である。

○ なお、公立の義務教育諸学校においては、設置者あるいは人事権者である教育委員会が、評価のための委員会を構成するなどにより、学校の評価等が行われている例があり、また多くの教育委員会においては学校への指導主事訪問による教科等の指導が行われている。

これらと文部科学省が実施している第三者評価の試行との関係の在り方については、更に検討を深める必要があるが、基本的には国による第三者評価の試行は、限られた人員と時間的制約の中で、学校の課題点や良さを見いだし報告することに力点を置くべきであり、そこに示された課題等について実地に時間をかけて具体的な支援・改善に取り組むのは、本来的に当該学校の設置者や人事権者が指導主事訪問等を通じて果たすべき役割ではないか、と考える。

なお、第三者評価が本格的に実施される際の改善のためのシステムの在り方については、別途検討を要すると考える。

教育再生会議報告における学校評価に関する主な記述

◇保護者等による学校評価について

【教育再生会議 第1次報告（平成19年1月24日）】

学校は、学校評議員、保護者、地域住民などによる実効ある外部評価を導入し、その結果を公表する。評価は閉鎖的・独善的であってはならない。学校評価に当たっては、保護者や児童生徒の意見を反映させる。学校は、外部評価の評価基準を明確にする。

◇学校の第三者評価について

【教育再生会議 第3次報告（平成19年12月25日）】

▼学校の第三者評価のガイドラインを作成する

- ・ 国は、学校の第三者評価についてのガイドラインを示す。
- ・ 各地域では、国が示すガイドラインを参考に、学校の設置者である市町村、都道府県の判断により、外部の有識者、専門家、住民等からなる評価委員会を設け、学校の第三者評価を行う。
- ・ この学校評価の結果については、教育委員会は、各学校にフィードバックするとともに、成果のあがっていない学校に対する支援を行うなど、学校の主体的な改善活動をサポートする。
- ・ 小規模な市町村など、市町村単独で評価委員会を設けることが困難な場合には、都道府県レベルで評価委員会を設けることも検討する。
- ・ 学校評価に当たっては、「教育を行った結果、児童生徒にどのような成果があったか」を測るための成果指標を用いること、知・徳・体のバランスのとれた指標を用いること、児童生徒や保護者の満足度も指標に加えること、可能な限り数値化し自校の状況を把握しやすくすることなどに留意する。
- ・ 第三者評価の実施に当たっては、過度に学校の事務負担が増えないように留意する。

学校評価ガイドライン〔改訂〕 平成20年1月（抜粋）

1. 学校評価の目的・定義と流れ

②学校評価の定義及び留意点

第三者評価

- 第三者評価は、その学校に直接かわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的（第三者的）立場から評価を行うものである。
- 本ガイドラインは、学校において取り組む自己評価及び学校関係者評価に関するものであり、第三者評価を活用した学校評価の在り方については、今後さらに文部科学省において検討を深めることとしている。

学校評価の推進に関する調査研究協力者会議第19回（平成20年2月8日）
における主な意見（第三者評価関連）

- ・公表の仕方を工夫しないと保護者の理解が進まないのではないか。
- ・学校側がコンサルティングやアドバイスを期待してくることが多いが、そういったことまでやるのか、評価だけして終わりなのかをはっきりさせるべき。
- ・第三者評価の目的をはっきりさせる必要がある。学校が積極的に取り組んでいることを評価し、評価が高ければ予算を付けて支援するという考え方もあるし、問題を抱えている学校に対して評価を行い、問題点について手当をしていくという考え方もある。国や都道府県の役割をどうするかといったことも含め、目的をきちんと議論する必要がある。
- ・都道府県に任せて国は何もしないということになると、全国的な教育水準の保障という観点からは問題だと思うが、他方で国が関与しすぎると地方分権や学校の自主性・自律性との関係上問題が生じる。
- ・公立学校の校長の裁量権は限定的なので、特に設備整備など予算の手当が必要な事項については、国、都道府県教委、市町村教委及び学校の役割を整理した上で評価システム全体を考えることが必要。
- ・自己評価や関係者評価をしっかりとった上で第三者評価をやるという考え方なのか、第三者評価を実施することによって自己評価や関係者評価を定着させるという考え方なのかをはっきりさせるべき。
- ・評価を受ける側の教職員の意識改革が重要。評価結果を軽視されてしまったら意味がない。

教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)(抄)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

前述の四つの基本的方向に基づき、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、今後5年間、以下のような施策を中心に取り組む。

その際、教育が、国、地方公共団体、保護者、企業等のそれぞれの責任において実施されるものであることを前提に、所要の施策に取り組む必要がある。

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる
基盤を育てる

④ 教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する

改正教育基本法第16条第1項において、教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないことが明確化された。各地方公共団体における教育行政については、この趣旨にのっとり、合議制の執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が、自らの責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、公正かつ適正に行われることが必要である。

このため、地方の自主性や自立性を尊重し、適切な役割分担を踏まえつつ、教育委員会の機能の強化と、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を促す。

【施策】

◇ 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るため、学校評価システムの充実に向けて取り組む。具体的には、教職員による自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価について、できる限りすべての学校において実施されることを目指し、各学校・教育委員会の取組を促す。また、それらの評価結果の公表などの積極的な情報公開を促すとともに、評価結果について設置者に報告し、その結果に基づき教員及び各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図るよう各学校・教育委員会の取組を促す。教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するよう促す。専門的・客観的な視点からの第三者評価について更に検討を深め、その仕組みの確立に向けて取り組む。

文部科学省における学校の第三者評価に関する これまでの取組について

<平成 18 年度>

(1) 第三者評価に関する調査研究（委嘱）

評価手法等に関する調査研究を大学・民間等の研究機関に委嘱。

【委託機関：2 研究機関（1 テーマ）】

研究課題（テーマ）	調査研究の報告内容
学校の第三者評価の 評価手法に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価を実施している諸外国（イギリス、フランス、オランダ、ニュージーランドなど）の取組に関する文献調査及び国内調査結果 ・ 第三者評価を先進的に実施している地方自治体の実践例の調査結果

(2) 第三者評価試行事業（国が主体となって実施）

国の委嘱する専門家等による学校の第三者評価を試行的に実施。

【実施対象校】

○ 国が主体となって行う形式：124 校

<平成 19 年度>

(1) 第三者評価に関する調査研究（委託）

評価手法等に関する調査研究を大学・民間等の研究機関に委託。

【委託機関：4 研究機関（3 テーマ）】

研究課題（テーマ）	調査研究の報告内容
学校の第三者評価の 在り方に関する調査研究	<p><学校の第三者評価期間の在り方に関する調査研究></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国における第三者評価機関や評価者研修に関するノウハウや課題を把握するための文献・海外調査結果 ・ 第三者評価の導入事例に関する国内調査結果 <p><第三者評価の評価者研修制度等に関する調査研究></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価の評価者研修制度等の在り方についての文献・国内調査及び海外調査結果
学校の第三者評価に関する 実践研究の実施結果等の 調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18・19 年度に国が実施した「学校の第三者評価試行事業」に関する調査報告書の内容等の分析結果
全国的な教育情報の把握・ 分析のためのシステムに 関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ イギリスにおける取組を中心に教育の質に関連する客観的な情報収集・分析等に関する先進事例の調査結果

(2) 第三者評価試行事業

国の委嘱する専門家等による学校の第三者評価を試行的に実施。

【実施対象校】

- 国が主体となって行う形式：116校
- 都道府県等が主体となって行う形式：54校（13地域）
- 研究機関（国立教育政策研究所）が主体となって行う形式：20校

<平成20年度>

(1) 第三者評価に関する調査研究（委託）

評価手法等に関する調査研究を大学・民間等の研究機関に委託。

【委託機関：2研究機関（2テーマ）】

研究課題（テーマ）	調査研究の報告内容
学校の第三者評価に関する実践研究の実施結果等の調査研究	・平成19・20年度に国において実施した「学校の第三者評価試行事業」の成果の分析結果
諸外国における学校情報の整備・提供システムに関する調査研究	・イギリスにおける取組の内容と各学校・地方当局等における活用の実情、その管理体制の実態についての調査結果

(2) 第三者評価試行事業

国の委嘱する専門家等による学校の第三者評価を試行的に実施。

【実施対象校】

- 国が主体となって行う形式：31校
- 都道府県が主体となって行う形式：97校（20地域）

文部科学省委託「学校の第三者評価に関する実践研究の実施結果等の調査研究報告書」（平成 21 年 3 月、監査法人トーマツ）（抜粋）（384～387 頁）

第三者評価の課題

平成18年度から3年間連続して第三者評価試行事業が実施されてきた。調査の日程や評価方法を見直し、評価項目・指標に修正を加えつつ、より適切な第三者評価の在り方が検討されてきた。ここでは、3年間の試行事業を振り返って、今後、第三者評価を本格的に実施していく過程で検討すべき課題を取り上げる。

（1） 評価項目・指標（観点）の重点化と選択

平成20年度の報告書の分析においても述べたとおり、特定の評価項目や指標（観点）を取り出して評価することの是非について再考する必要がある。

評価項目・指標（観点）を選択制にすることには、評価を受ける学校、評価を行う評価者双方の負担を軽減し、学校の重点目標に沿って深く踏み込んだ評価を行い、ピンポイントで学校の改善を支援できるというメリットがある。平成20年度の第三者評価試行事業では、このような利点を生かすため、評価項目・指標（観点）を選択制にして、学校が評価を受ける必要性が低いと考える点を省略することができた。ただし、評価者が必要と考えた評価項目・指標（観点）については、学校が選択していなくても評価は可能になっていた。したがって、追加的に他の評価項目・指標（観点）についても評価した評価チームも存在した。

一方で、評価項目・指標（観点）を選択制にする際に検討を要する点は、以下のようなものが考えられる。

第1に、選択された領域は重点的に見る必要があるが、それにとらわれ過ぎると全体が見えなくなったり、評価委員として見逃してはならない点を見落としてしまうおそれが生じる。評価委員は評価を希望していない領域や観点についても注意を払って評価に当たることが求められよう。

第2に、何を共通領域とし何を選択領域とするのかの判断基準を明確にする必要がある。

平成20年度の第三者評価試行事業では、学校評価の目的を鑑み、「学校運営の状況」を共通領域としたが、今後学校の設置者等が第三者評価を行う場合には、設置者等が掲げる重点施策や計画と整合性をとりながら、共通の評価項目を設定する必要がある。

(2) 学校段階、学校種による評価の在り方の違い

平成18年度、平成19年度の試行において、第三者評価で付けた評定は中学校の評価はほとんどの評価項目で小学校よりも低い結果となった。

小学校と中学校では、子どもの発達段階も異なり、授業形態、指導において重視されること、学校組織や運営の形態など、さまざまな面で差異がある。したがって、平均的な学校像あるいは良い状況がどのような状態を指すのかも小学校と中学校ではおのずと異なるはずである。

小学校と中学校で評価に差が生じた要因として、このように異なる学校段階に対して同じ評価指標、評価基準を適用したことが考えられる。評価フォーマットを学校段階・学校種別に作成する、評価委員の専門分化を図るなど、学校段階・学校種の特徴を考慮した評価が行われるような工夫が必要であろう。

なお、平成20年度は評定を付けていないため、評定の差は明らかになっていない。講評等の記述内容に同様の差が生じているかどうかは、今後検証が求められる。

(3) 報告書の様式

① 課題の指摘と改善策の提示

評価者のアンケートでは“課題と改善の方策との書き分けがしづらい”との意見が18件あった。報告書を見ると、改善の方策に課題と思われるような記載があるなど、それぞれの欄に記載すべき内容が十分に理解されていなかった可能性が考えられる。したがって、課題には方向性を示し、改善の方策には改善のための具体的な手法に関するアイデアを示すなどの明確なルールを評価委員や記録等担当者に十分に周知する必要がある。

なお、改善の方策として具体的な改善手法のアイデアを提示するとすれば、実際にその手法を活用して学校改善が成功した事例をあらかじめ検証しておく必要があり、またその手法の有効性が確認されたとしても、実態の異なる別の学校で同じ方法が同様の効果を持つとは一概には言えない。評価者のアンケートで、“改善策を提案し、伝えることは難しい”

との意見が出るのも、このような理由によると考えられる。

ただし、報告書は学校が具体的な改善策を計画する際の拠り所となるものであるから、作成する側も、改善策を意識した報告書をまとめる必要はあろう。(6) 目的の明確化において述べるように、第三者評価の目的を明確にしつつ、バランスの取れた報告書の様式を確立する必要がある。

また、改善提案に対する学校の期待と報告書の内容のギャップが第三者評価に対する不満を生むことを防ぐためにも、学校や設置者が報告書に改善のアイデアが示されていることへの過度な期待を持つことは好ましくない。よって、学校への事前訪問等により、あらかじめ第三者評価の目的を学校に伝える必要がある。

② 評価をつけるか、つけないか

評価を付けることのメリット、デメリットは自由記述でも多く述べられているとおりである。例えば、付けたほうがよい理由として「外部への公表の際のわかりやすさ」に言及したものが一方、付けないほうがよい理由としては「教職員の意欲の減退につながる」という点や「評価のみに目が行き、改善に向かない」という懸念が示されている。このように評価を付けるか、付けないかは一概にどちらかがよいということにはならない。

評価を付けるならば、一般に言われる「学校の序列化」といったマイナスの影響が生じることを可能な限り排除する必要がある。その一つの方法として、平成19年度の第三者評価試行事業で用いた方法のように、総合評価は付けず、各教科等の状況、児童生徒の状況、学校の管理運営の状況、学校・家庭・地域の連携協力の状況といった項目を設定し、それぞれに評価を付けるなどが考えられる。また、先述のとおり、評価委員のみが評価を付けて評価コメントの記載のめやすとし、学校等へは伝えないなどの方法もあろう。

評価を付けないならば、平成20年度の第三者評価試行事業で行っているような、学校の状況がよいのか、課題が多いのかを文言のみである程度判断できるよう、評価コメントの言葉の使い方を区別するなどの工夫が必要となる。

(4) 報告書の取りまとめと確定

第三者評価の結果を学校運営の改善に活用するためには、評価終了後適切なタイミングで報告書が送付されなければならない。報告書の送付までに多くの時間を要する原因とし

て、担当者の多忙、評価委員からの評価シートの提出の遅れなどが考えられる。より迅速に取りまとめを行うための工夫が必要であろう。

また、3年間を通じて、学校のアンケートに事実誤認を指摘する自由記述が見られた。このような指摘を減らすために、第三者評価者が学校への事後訪問を行い、第三者評価報告書の記載内容に対して学校と第三者評価者との合意形成が図ることが検討できる。

(5) 評価者の育成と研修

アンケートでは、研修が必要と回答した評価者は18.7%と過年度と比較して減少し、評価者が第三者評価の手法に慣れてきたことがうかがえた。しかし、評価結果の分析から、チームリーダーの属性や第三者評価の経験数、評価者の属性（経歴）などにより、評価に差異が見られる項目があることがわかっている。これは、第三者評価の客観性という点で問題をはらんでいる可能性を示唆している。このような評価のぶれを防ぐためには、たとえば第三者評価者としての経験が蓄積されたとしても、評価の実施前には、第三者評価の意義や評価者としてのあるべき態度、評価基準を確認する機会を設け、評価者の資質・能力を向上させることが重要と言えよう。

(6) 目的の明確化

学校の第三者評価の試行事業で明らかになった課題の多くは、第三者評価の目的と意義をどのように設定するのかに深く関わるものである。「誰のための」、「何のための」第三者評価であるのか、評価と改善をどのように関係づけるのかを再確認する必要がある。評定を付けるか付けないか、評価項目を選択制にするかどうか、改善策を提示するのかどうかなど上記の課題も、第三者評価の目的と意義に大きくかかわっている。

3年間の成果を踏まえ、学校評価のなかでの第三者評価の位置づけや幅広く普及させることを勘案したうえで、第三者評価の目的を再検討し明確にすることが最も重要な課題であろう。

学校評価システムの構築

平成21年度予算額 484百万円(前年度予算額 607百万円)

背景

- ◆学校の自主性・自律性が高まる上で、学校運営の発展を目指す
- ◆学校と保護者・地域住民の連携協力を促進する

- ◆中央教育審議会答申
「新しい時代の義務教育を創造する」
自己評価の実施と結果公表の義務化、外部評価の充実

◆平成19年6月学校教育法の改正

学校評価結果に基づく学校運営の改善を図ること、及び学校の積極的な情報提供について規定

- 平成19年10月学校教育法施行規則の改正(自己評価に加え、新たに学校関係者評価について規定)
- 平成20年1月学校評価ガイドラインの改訂

◆平成19年12月「教育再生会議」第3次報告 → 学校の第三者評価について言及

◆平成20年7月「教育振興基本計画」 → 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善について言及

平成21年度事業では・・・

(1) 第三者評価ガイドラインの策定に向けた調査研究

○第三者評価ガイドライン策定のための有識者会議
7百万円(0百万円)

- ・「第三者評価ガイドライン」を策定するため、有識者による検討会議を実施。

検証結果の
フィードバック



ガイドライン素案の
提示

○第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証
72百万円(79百万円)

- ・「第三者評価ガイドライン」の素案に基づき、国が直接に実地検証を行うほか、設置者等においても実地検証に取り組む。

[国:45校/地方:120校]

(2) 学校評価の充実・改善の推進

○第三者評価等に関する調査研究委託 181百万円(208百万円)
・第三者評価の手法等について大学や民間の研究機関等に委託し、調査研究を実施。

○学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究
200百万円(320百万円)

- ・学校関係者評価、学校の情報提供の充実改善等を図るための実践研究の実施。

[全国:64地域→40地域]

○学校評価等に係る好事例の普及・推進 24百万円(0百万円)

- ・事例集作成
- ・ブロック研修協議会の開催

第三者評価
の普及

自己評価・学校関係者
評価の普及

学校評価システムの将来像



◀自己評価・学校関係者評価を踏まえた第三者評価の実施▶

◀自己評価・学校関係者評価の検証▶



諸外国における学校評価等の状況

	学校評価等に関わる主な制度、取組等
日本	<p>○平成 19 年 6 月の学校教育法改正により、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善に向けた措置を講ずること、及び、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することについて規定。</p> <p>○同年 10 月の学校教育法施行規則改正において、以下の点を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価の実施・公表 ・ 学校関係者評価の実施・公表 ・ 評価結果の設置者への報告 <p>○平成 20 年 1 月に、自己評価や学校関係者評価を進める上で目安となる事項を示し、今後の各学校や教育委員会における取組の参考に資するよう、学校評価ガイドラインを改訂。</p>
米国	<p>○州政府の到達目標及び指導内容に関する基準を踏まえ、各学区が独自のカリキュラムを用いてそれぞれの地域の特性に合わせた学校教育を実施。</p> <p>○州政府は、到達目標に対応した州内共通の学力テストを実施するとともに、その結果を中心とする学区及び学校の教育成果を公表し、成果の上がない学区や学校に対して、技術的支援等の改善プログラムを実施。</p>
英国	<p>○学校選択制、保護者代表を含む学校理事会の必置、学校理事会が人事、予算、教育課程等の決定に裁量を有する。</p> <p>○全国テストの実施による学習到達度の把握と学校ごとの成績の公表。</p> <p>○国の機関である Ofsted（教育・児童サービス・技能水準局）が直接各学校の監査を実施し、監査報告書を公表（1992～）。</p> <p>○2005 年に学校負担の軽減等を目的とする監査方法の見直しが行なわれ、監査周期の短縮（6 年→3 年）、監査の簡素化（1 週間程度→2 日以内）、事前通告の短期化（抜き打ち化）、自己評価の検証の重視などが導入された。</p> <p>○自己評価による継続的な改善プロセスと Ofsted による監査を相互補完関係にあるものと位置づけ。</p> <p>○保護者が公開された学校情報を基に学校を選択し、かつ生徒数に応じた予算配分が行なわれるため、全体として学校間の競争を促すシステム。</p> <p>○教育困難校が悪循環に陥りやすく、教職員の努力だけでは再建が困難となることも多いため、貧困地域への重点支援など、教育格差の固定・拡大の問題を解決する方策を国として模索し続けている。</p>

フランス	<p>○各学校による自己評価の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1989 年の新教育基本法により、学校教育計画書に沿った評価について規定 <p>○全国統一評価指標（中等教育パイロット指標）の開発（1994 年）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バカロレア（中等教育修了資格と高等教育入学資格を兼ねる国家資格）合格率、バカロレア取得者の割合等を活用した指標 <p>○国民教育総視学局及び国民教育研究行政総視学局による教育システム全般の評価と、学校及び大学区（複数の県からなる教育行政組織）を対象とした評価の実施。</p>
ドイツ	<p>○州及び地方の教育行政機関に配置された視学が、州が定める教育課程基準の遵守などについての監督や助言を各学校に対して実施。</p> <p>○州により、学力調査の結果データ等に基づき、学校の教育改善の支援を目的に、州の視学官等による学校監査を実施する動き。</p> <p>○州により、具体的な教育方針や達成目標を記した学校プログラムの策定を各学校に義務づけ、これに基づき各学校は評価委員会を組織して自己評価を実施し、さらにその評価結果を受け、州の学校支援機関が評価及び助言・支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 州教育行政当局への学校プログラムの提出を義務づけ ・ 州により、外部評価及び各学校に対して助言を行う学校支援機関を設置
オランダ	<p>○国の教育監督局が、公私立学校の学校監査を実施。</p> <p>○2003 年施行の教育監督法により、学校の独立裁量権を認める一方で、学校監査の目的や方法を法令上位置付け。</p> <p>○教育関連法規に準じた教育を行っているかを監督し、国全体としての教育状態の最善化を目的として評価を実施。（なお、問題校については、教育監督局内に設けられた専門の対策委員会により改善策が決定され、各学校で導入される。）</p> <p>○教育監督局は、学校の財政上・運営上のマネジメントについては監査していない。</p>
ニュージーランド	<p>○教育省から独立した教育機関評価局による第三者評価の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長、教職員、保護者、生徒等から構成される学校理事会による学校運営に対する評価 ・ 各学校の自己評価結果等に基づく第三者評価（3～4 年に 1 度、全学校を評価） <p>○教育省と契約した各種支援機関（教員養成大学、民間企業、NPO 等）による支援プログラムの提供</p>

※文部科学省委託「学校の第三者評価の評価手法に関する調査研究 最終報告書」（平成 19 年 1 月、株式会社三菱総合研究所）等より作成

地方自治体における学校の第三者評価の取組例

1. 京都市

- 学校評価システムが有効に機能しているかどうか、教育委員会内に学識経験者、保護者代表、校長代表、公募委員からなる検証委員会を設置し、学校訪問等を実施する中で、検証を行っている。

2. 東京都品川区

- 全区立学校毎に「校区外部評価委員会」を設置。委員として必ず学識経験者を1名含むとともに、PTA、地域団体関係者、近隣小中学校管理職により構成。当該委員会による訪問・観察による評価が実施され、各学校は、評価結果を受けて、課題への対応策を広く区民に周知するとともに、次年度の学校経営、人事構想、予算計画に反映させる。
- 平成18年度より、教育委員会に「専門外部評価委員会」を設置。年間20校を対象に、年3回ヒアリングを実施。専門外部評価委員は、学校経営、教育課程、学校法務、学校財務の専門家4名。以上の4つの視点から、管理職等のヒアリングを行い、専門的立場から指導・助言を与え、学校経営を支援していく。
- 「校区外部評価」及び「専門外部評価」の2つの評価により、各学校の学校経営を支援し、学校改善を図る。

3. 広島市

- 学校評価や学校経営に専門性を有する学識経験者等で構成する「評価委員会」を設け、専門家による第三者評価（専門家評価）を実施。
- 教育委員会は、専門家評価を希望した学校を対象として、学校から提出された学校経営計画書、自己評価書、外部評価書や日常の教育活動等についての様々な情報を基に専門家評価の必要性について検討し、専門家評価を実施する候補校を選定。
- 評価委員会は、教育委員会が選定した評価対象候補校の選定理由及び自己評価書等の資料を基に、評価対象候補校から意見聴取した上で、専門家の立場から専門家評価の必要性を判断して専門家評価を実施する学校を決定。
- 自己評価・学校関係者評価の実施状況について評価・分析するとともに、実施校毎に評価目的を定め、評価項目を絞って評価・分析を行い、学校に対して学校経営や教育活動の改善についての意見・提言を行うとともに、教育委員会に対して学校の支援についての意見・提言を行った。

4. 岡山県矢掛町

- 大学関係者5名、教育行政関係者1名、地域関係者3名の計9名により、第三者評価委員会を組織し、当該委員会の委員の中から評価チームを構成し、町内の学校を1日訪問し、第三者評価を実施。
- 町の教育行政重点施策と関係の深い項目を評価項目とし、重点化を図り、それ以外に学校の独自項目の要望があれば、適宜、追加。

5. 福島県大玉村

- 第三者評価について、学力向上に向けた重点事項とその具体的な方策及び成果を分析・評価し、学校経営や教育活動の課題を明らかにして、その改善に向けた意見・提言を行うことによって、学校が自ら学校経営及び評価活動の改善を図り、教育活動の改善・充実に推進できるようにすることと位置付け。
- 教育の専門家と経営の専門家の視点で人選を行い、当該2名の評価者と村教育委員会事務局職員の1名の計3名で、訪問調査を実施。
- 夏頃に第1回目の訪問調査を半日で行い、秋頃に第2回目の訪問調査を終日実施。
- 「組織運営の状況」「学校評価システムの状況」「重点課題の取り組み状況」を評価。

6. 埼玉県

- 学校の自律的な改善を進め、学校の教育力を高めることを目的として、平成19年9月より外部有識者による「県立学校評価委員会」を設置し、第三者の視点で調査を実施。
- 第三者評価について、学校自己評価システムの取組状況について、各学校の教育活動の観察や教職員からのヒアリングなどを通じて、専門的・客観的立場から評価を行うものと位置付け。
- 学校自己評価システムの取組状況について把握するための一次調査を行い、当該取組の改善状況を把握するための二次調査を行う。

7. 奈良県

- 小学校・中学校・県立学校別に学校アドバイザーチーム（各5名）を設置。各学校を計画的に訪問し、各々の分掌が全体の中で適切に整備され、機能しているのか、また、学校経営や教育活動がより効率的・効果的に成果を収めているのかなど、学校という組織全体のマネジメントを診断。
- 小学校については、1校の訪問日数を1日とし、4年間で県内の全公立小学校を訪問。中学校については、1校の訪問日数を2日とし、3年間で県内の全公立中学校を訪問。県立学校については、1校の訪問日数を2～3日とし、3年間で全県立学校を訪問。